不動産登記受付帳（行政文書）の様式変更について

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和７年法務省令第４９号）の施行により、令和８年１０月１日以降に受け付けられた登記申請等に係る不動産登記受付帳については、「登記の目的」及び「不動産所在事項」が記載されなくなります。

なお、同年９月３０日までに受け付けられた登記申請等に係る不動産登記受付帳については、１０月１日以降に開示請求を行う場合においても、従前の様式となります。

また、商業・法人登記受付帳については、変更はありません。

【変更前】

＊受付帳　＜不動産＞
令和　８年
【第１２３４５号　　】　９月　１日受付（単独）　所有権移転・相続
既）建物　〇〇市　〇〇　町〇丁目〇－〇

【変更後】

＊受付帳　＜不動産＞
令和　８年
【第２３４５６号　　】１０月　１日受付（連先）
既）土地

富山地方法務局総務課